

令和7年度伊丹市清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

伊丹市では、施設利用者等が利用する清涼飲料水等自動販売機(以下「自動販売機」とします。)の設置事業者を募集します。応募を希望される事業者は、本募集要項をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

1 公募物件 (計1台)

【別紙1】公募物件リスト (R7) のとおり

(条件)

- 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項および伊丹市公有財産規則(昭和41年伊丹市規則第2号)第26条の2に基づく行政財産使用許可により行うものとします。
- 行政財産の利用者に重大な事故が発生した場合、又は重大な事故が起こることが予見される場合、使用許可等の期間中であっても許可を取り消す場合があります。
- 設置場所については【別紙2】『伊丹市 公共施設等における自動販売機設置場所資料 (R7)』に、自販機設置予定場所については【別紙3】『伊丹市 自動販売機設置可能スペース等資料 (R7)』に規定しています。
- 電気料金は本市の電力供給契約において電力を消費し、消費した電力に応じた料金(算定方法は関西電力株式会社の単価を参考とした本市の算定方法によります。)を実費徴収金として本市に納付する必要があります。
- 自販機設置予定場所には、自動販売機を安定的に設置するためのコンクリート等基礎部分・放熱余地・リサイクルボックス設置分を含みます。
- 本募集要項および付属資料に記載がない事項については、質問書(様式第5号)に必要な事項を記載して令和8年2月24日(火)午後5時までに電子メール、持参もしくは郵送(必着)してください(回答は令和8年2月26日(木)までに伊丹市ホームページに掲載します)。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす者が応募することができます。なお、自動販売機設置後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可等を取り消します。(『伊丹市行政財産における自動販売機設置及び管理に関する要綱』(以下、「自販機要綱」という。)参照)

- (1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有している者であること。

- (3) 法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、当該許認可等を受けていること。（食品衛生法に基づく許認可が必要な場合等）
- (4) 国税、都道府県税および市区町村税の未納がないこと。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第4号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員または同項第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 公共の安全および福祉を脅かす恐れのある団体または公共の安全および福祉を脅かす恐れのある団体に属するものでないこと。
- (7) 伊丹市が実施した自動販売機設置事業者の公募において、価格提案後もしくは使用許可等後、正当な理由なく辞退し、もしくは使用許可等を取り消されまたは虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

3 公募の条件

(1) 使用料（年額）、電気料金等

ア 使用許可等の期間

令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までとします。

（自動販売機の設置、撤去に要する期間を含めます。）

イ 使用料（年額）

自動販売機を設置するにあたり、使用料を本市に納めていただく必要があります。本案件に応募いただいた事業者等（以下「応募者」とします。）の中から、本市が設定する最低価格以上（【別紙1】公募物件リスト（R7）参照）かつ最も高い提案価格（年額）を提示した応募者を設置予定事業者として選定します。使用許可等申込等の手続きを経て、選定された設置予定事業者の提案価格をもって使用料が確定します。

使用料は年度ごとに**年額を一括で**納入いただきます。本市の発行する納付書により本市が指定する期日までに納入してください。（「自販機要綱」参照）

ウ 電気料金（実費徴収金）

自動販売機が消費した電気料金については全額を設置事業者の負担とします。

設置事業者は本市が指定する書式により電力使用量を本市に報告した上で、本市が発行する納入通知書により実費徴収金を納付期限日までに納入してください。（「自販機要綱」参照）

電気料金については設置事業者が設置した子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した有効期間内のものに限ります。）の指示値により計測した使用量に電気料金単価を乗じて積算した額とします。なお、子メーターの設置管理についても設置事業者負担とします。

エ その他必要経費等

自動販売機の設置および撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含みます。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

(2) 自動販売機の基準

自動販売機については、清涼飲料自販機協議会「自販機自主ガイドライン」を基準として、下記の仕様をすべて満たす機種としてください。

ア 環境対策

ヒートポンプ等、消費電力量の低減に資する機種であること。ノンフロン対応機とすること。

イ その他

高齢者、障害者等の利用しやすさに配慮した機器の調達に努めること。デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。（ロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周囲の景観に合う色合いをしたもの）とすること。）

(3) 設置条件

ア 自動販売機の寸法

自動販売機は【別紙2】『伊丹市 公共施設等における自動販売機設置場所資料（R7）』に示した場所に設置してください。また、【別紙3】『伊丹市 自動販売機設置可能スペース等資料（R7）』に示した「自販機設置予定場所」を超えないものを設置してください。

イ リサイクルボックスの設置

設置事業者は自動販売機1台に1個の割合で【別紙3】『伊丹市 自動販売機設置可能スペース等資料（R7）』に規定する「自販機設置予定場所」にリサイクルボックスを設置するものとします。リサイクルボックスの容量は概ね70リットル以上とします。

ウ 安全対策

自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで地震等により転倒しないように安全に据え付けてください。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置してください。

(4) 販売品目等について

ア 品目

一般市場で認知・指示されている紙パックの牛乳及び発酵乳、お茶、幼児向け野菜・フルーツジュースの清涼飲料水とします。ただし、「1 公募物件」における条件等で販売物が指定されている場合はそちらに従います。なお、酒類およびその類似品の販売を行うことはできません。

イ 販売価格

標準小売価格より高い価格で販売することはできません。

(5) 使用上の制限について

次のことを遵守してください。

- 使用許可等物件を指定用途以外の用途で使用しないこと。
- 使用許可等物件を第三者に転貸し、またはそれに類似する行為（自動販売機運営業務の大半を第三者に委託等し、実質的に当該第三者が収益している等）をしない

こと。

- 使用許可等物件を第三者に譲渡し、または他の権利を設定しないこと。
- 使用許可等の条件を遵守し、使用料等を期限までに確実に納付すること。

(6) 維持管理責任について

次のことを遵守してください。

- 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
- 商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- 使用済容器は設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、設置事業者は、販売した容器以外の使用済飲料容器が自動販売機周辺に散乱しているときは適宜回収すること。
- 衛生管理および感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- 自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は清潔に保つこと。
- 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- 商品の搬入・使用済容器の搬出時間および経路については、本市の指示に従うこと。
- 自動販売機の売上高および本数については、月別に集計を行い、半期ごとに自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、本市が指定する日までに報告すること。
- 自動販売機に商品PR用のシール等を貼付する場合は、事前に本市を確認を行うこと。
- 災害時に機器の転倒等により、使用可能スペースを越えて機器が転倒等した場合には、速やかに原状回復すること。

(7) 使用許可等の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、または変更することがあります。

なお、使用許可等の取り消しまたは変更によって生じた損失について、本市は一切補償しません。

- 使用許可等物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
- 使用許可等の条件に違反する行為があると認める場合
- 応募の提案内容に虚偽の報告があった場合、または設置事業者が応募資格を失った場合
- 著しく社会的信用を損なう行為等により設置事業者として相応しくないと本市が判断した場合

(8) 原状回復

設置事業者は、使用許可等の期間が満了したとき、または使用許可等を取り消されたときは、速やかに使用許可等物件を原状に回復して返還してください。ただし、特に本市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとします。

なお、原状回復に際し、本市は一切の補償をしないものとします。

(9) 損害賠償

設置事業者は、その責に帰する理由により、使用許可等物件の全部または一部を滅失またはき損したときは、当該滅失またはき損による使用許可等物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可等物件を原状に復した場合は、この限りではありません。

また、設置事業者は許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(10) 費用の支出および請求権の放棄

設置事業者は、使用許可等物件に投じた費用は理由のいかんを問わず、すべて設置事業者の負担とし、これを本市に請求することができません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

応募を希望する事業者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印（実印）のうえ、下記提出先に郵送または応募受付場所に直接持参してください。

申込受付期間；令和8年2月16日（月）～令和8年3月12日（木） 必着

ア 郵送で申し込む場合

送り先；〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市役所 総務部 総務室 管財課 宛

イ 持参する場合

受付時間；平日の午前9時～午後5時※土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先；伊丹市千僧1丁目1番地（4階）

伊丹市役所 総務部 総務室 管財課

(2) 必要な書類（各1部）

① 応募申込書 様式第1号

② 証明書類（発行日から3か月以内のもの、写し可）

〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書

〈個人の場合〉…住民票の写し（住民票記載事項証明書、外国人の場合は登録原票記載事項証明書）、印鑑証明書

③ 事業者（会社）概要 様式第2号

④ 法令等の規定により販売の許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写

⑤ 各種納税証明書類（発行日から3か月以内のもの、写し可）

<法人の場合>

- a 「法人税」および「消費税及地方消費税」（その3の3） 所轄税務署発行
- b 「法人事業税」および「法人都道府県民税」 所轄都道府県税事務所発行
※応募する事業所が所在する都道府県における納税証明書を提出してください。
- c 「法人市町村民税」および「固定資産税・都市計画税」 所在地の市区町村発行
※伊丹市内に事業所等がないため伊丹市税について納税義務がない法人、任意の団体で団体としての納税義務自体がないものについては、申立書（様式は任意）の提出をもって証明書の提出に代える。（他市の市税に係る納税証明書の提出は要しない。）

<個人の場合>

- a 「所得税」および「消費税および地方消費税」（その3の2） 所轄税務署発行
- b 「市町村民税・都道府県民税」 住所地の市区町村発行
- c 当該代表者が本市に固定資産を有する場合は、当該代表者個人の本市発行の「固定資産税・都市計画税」の納税証明書を合わせて提出してください。
※伊丹市の課税がない場合は、申立書（様式は任意）の提出をもって証明書の提出に代える。（他市の市税に係る納税証明書の提出は要しない。）

- ⑥ 自販機要綱に係る誓約書 **様式第3号**
- ⑦ 排除要綱に係る誓約書 **様式第4号**
- ⑧ 設置する自動販売機のカタログ
(消費電力、寸法、環境対策等の機能が確認できるもの)

(3) 申し込みにあたっての留意事項

- 提案価格は、**使用料の年額を記入**してください。
- 申し込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。
- 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。
- 提案価格が最低価格に達しない場合、または提出書類において文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正した場合、記名押印のない場合、もしくは管理番号に対応する施設名が異なる場合は提案自体を無効とします。
- 応募者に関する情報および応募者数等の問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。
- 応募書類の返却は行いません。
- 設置予定事業者となった場合、使用許可等は応募申込書に記載された名義以外では行うことはできません。

(4) 個人情報

応募書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定事業者選定および使用許可等事務のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

5 設置予定事業者の選定

(1) 選定方法

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置予定事業者の選定対象とします。公募物件に対し、本市が設定する最低価格以上の額で、かつ提案価格（年額）の総額について最高の金額で応募申込みを行った者を選定し、設置予定事業者とします。なお、提案価格の総額について最高金額の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

(2) 設置予定事業者の通知等

設置予定事業者の決定は、令和8年3月17日（火）の予定です。

公募結果については伊丹市ホームページに1か月間掲載するとともに設置予定事業者に文書で通知します。設置予定事業者は使用許可等申込等の手続きを経て、本市から使用許可等を受けることで正式に設置事業者となります。

6 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- 最低価格を下回る価格提案をしたもの。
- 応募資格者の記名押印がないもの。
- 本市が指定する様式を用いないで価格提案したもの。
- 2以上の価格提案をしたもの。
- 提案価格または応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- 金額の訂正、削除、挿入等のある価格提案書によるもの。
- 価格提案に関し不正な行為を行ったもの。
- その他価格提案に関する条件に違反したもの。

7 使用許可等申込の手続き

設置予定事業者は、令和8年3月23日（月）までに、行政財産使用許可申請書等その他提出書類を提出してください。なお、使用許可等は応募申込書に記載された名義以外では行うことはできません。

《提出書類》

- ① 行政財産使用許可申請書 1通
- ② 設置場所の図面
- ③ 自動販売機およびリサイクルボックスの外寸図

8 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。なお、

この決定の取り消しによって設置予定事業者に損失が生じたとしても、本市は一切補償しないものとします。

- 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可等申込の手続きに応じなかった場合
- 設置予定事業者が応募資格を失った場合

9 設置事業者の公表

設置事業者の決定後、本市ホームページに決定金額および設置事業者の法人・個人の区分を掲載します。

10 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から2年間、本市の自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- 設置予定事業者が指定する期日までに使用許可等申請の手続きを行わなかったとき
- 許可の条件に違反する行為が認められ、使用許可等が取消されたとき
- 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき
- 正当な理由なく自動販売機の設置を辞退したとき
- 使用許可等期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去したとき

11 その他

- 使用許可等の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。
- 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要項の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 設置予定事業に係る行政機関の許認可の取得が義務付けられているにもかかわらず、許認可が得られていない場合、使用許可等期間を変更する場合があります。
- 自動販売機の設置及び管理については関係法令の他、「自動販売機要綱」を遵守するものとします。自販機要綱の規定に反する設置又は営業を行った場合、使用許可等を取り消す場合があります。
- 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法その他関係法令に定めるところにより処理します。

12 付属資料等（別冊）

本募集要項に定める事項の他、設置事業者は以下の資料、及び「自動販売機要綱」に定める事項に従うものとします。

【別紙1】『公募物件リスト（R7）』

【別紙2】『伊丹市 公共施設等における自動販売機設置場所資料（R7）』

【別紙3】『伊丹市 自動販売機設置可能スペース等資料 (R7) 』

13 募集に関する問い合わせ先

伊丹市千僧1丁目1番地 (4階)

伊丹市 総務部 総務室 管財課 担当 荒川 (アラカワ)

TEL ; 0 7 2 - 7 8 0 - 3 5 3 5